

幸手市市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 幸手市市長等の給与等に関する条例（昭和 44 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 225」を「100 分の 235」に改める。

第 2 条 幸手市市長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 235」を「100 分の 230」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の幸手市市長等の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の幸手市市長等の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和 6 年 12 月 20 日提出

幸手市長 木 村 純 夫

提 案 理 由

人事院勧告を踏まえ、市長等の期末手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものである。